別表（第４条関係）

１　市民体育館

　(1)　専用利用料金

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用時間区分  利用施設 | | 9:30 ～ 12:00 | 13:00 ～ 15:00 | 15:00 ～ 17:00 | 17:00 　～ 19:00 | 19:00 ～ 21:00 | 全　　日9:30 ～ 21:00 |
| ﾒｲﾝｱﾘｰﾅ全面 | 週 日 | 7,200 | 6,100 | 6,100 | 6,100 | 7,000 | 34,000 |
| 土曜日 | 8,500 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 38,300 |
| 日　祝 | 8,500 | 7,000 | 7,000 | ― | ― | ― |
| ﾒｲﾝｱﾘｰﾅ1/2面 | 週 日 | 3,600 | 3,050 | 3,050 | 3,050 | 3,500 | 17,000 |
| 土曜日 | 4,250 | 3,500 | 3,500 | 3,500 | 3,500 | 19,150 |
| 日　祝 | 4,250 | 3,500 | 3,500 | ― | ― | ― |
| ｻﾌﾞｱﾘｰﾅ全面 | 週 日 | 3,900 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,700 | 17,400 |
| 土曜日 | 4,600 | 3,700 | 3,700 | 3,700 | 3,700 | 20,300 |
| 日　祝 | 4,600 | 3,700 | 3,700 | ― | ― | ― |
| 会 議 室 | １ 室 | 1,400 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,300 | 6,300 |
| 控 室 | １ 室 | 700 | 500 | 500 | 500 | 600 | 3,000 |
| 備　考  １　この表は、施設を専用して利用する場合について適用する。  ２　日祝とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号。以下別表において祝日という。）に規定する休日をいい、週日とは土曜日及び日祝以外の日をいう。（以下別表において同じ。）  ３　中学生以下の者、６５歳以上の者又は心身障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下別表において同じ。）の団体が利用する場合の利用料金は、この表の金額の２分の１に相当する額とする。ただし、その団体が市内に住所を有しない場合を除く。  ４　市内に住所を有しない団体が利用する場合の利用料金は、この表の金額の２倍に相当する額とする。  ５　アマチュアが利用する場合で、利用者が入場料又はこれに類するもの（以下別表において「入場料」という。）を徴収するときの利用料金は、この表の金額の５倍に相当する額とする。ただし、市内に住所を有しない団体が利用する場合の利用料金は、この表の金額の１０倍に相当する額とする。  ６　アマチュア以外が利用する場合で利用者が入場料を徴収するとき、又は営利を目的とするときの利用料金は、この表の金額の１０倍に相当する額とする。ただし、市内に住所を有しない団体が利用する場合の利用料金は、この表の金額の２０倍に相当する額とする。  ７　延長利用の利用料金は、当該日における利用施設の利用料金をもとに次の基準で算出した額とする。ただし、その額に１００円未満の端数が生じたときは、その端数は切り上げるものとする。  　⑴　正午から午後１時までの間　　午後１時から午後３時までの利用料金  　　の４分の１相当額  　⑵　特別の許可を得て利用する日祝の午後５時以降　　土曜日の当該時間帯の利用料金と同額  　⑶　特別の許可を得て利用するその他の時間帯　　３０分につき当該日における午後７時から午後９時までの利用料金の４分の１相当額 | | | | | | | |

(2)　一般開放利用料金

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 利 用 施 設 | 利用者  区分 | 単 位 | 金 額 | 利用時間 |
| メインアリーナ  サブアリーナ | 一 般 | 2時間 | 300円 | 午前１０時～午後８時まで（日祝は午前１０時から午後４時まで） |
| 特 別 | 2時間 | 200円 |
| 備　考  　１　この表は、一般開放施設を個人で共用利用する場合について適用する。  　２　特別とは、小学生、中学生、６５歳以上の者、心身障害者（介護者１名含む。）について適用する。  　３　心身障害児（中学生以下の心身障害者をいう。以下別表において同じ。）は無料とし、その介護者１名は特別料金を適用する。  　４　小学校就学前の乳幼児は無料とする。  　５　市民等（交野市内の在住、在学、及び在勤の者をいう。以下別表において同じ。）以外の者が利用する場合の利用料金は、この表の金額の２倍に相当する額とする。 | | | | |

２　市民プール（トレーニングルーム含む。）

　(1) 個人利用料金

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利 用 施 設 | 利用者  区分 | 単 位 | 金 額 | 超過額 | 利 用 時 間 |
| 市民プール | 一 般 | 2時間 | 600円 | 300円 | 午前９時３０分～午後８時３０分まで（日祝は午前９時３０分から午後５時まで） |
| 特 別(A) | 2時間 | 300円 | 100円 |
| 特 別(B) | 2時間 | 200円 | 100円 |
| トレーニングルーム | 一 般 | 2時間 | 700円 | 300円 |
| 特 別(A) | 2時間 | 400円 | 150円 |
| 特 別(B) | 2時間 | 300円 | 150円 |

　 (2)　プール特殊利用料金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団体割引料金　２０人以上 | 一　般 | １人　　　　５００円 |
| 特 別(A) | １人　　　　２６０円 |
| 特 別(B) | １人　　　　１６０円 |
| 回数券　１１回券 | 一　般 | １人　　６，０００円 |
| 特 別(A) | １人　　３，０００円 |
| 特 別(B) | １人　　２，０００円 |

(3)　トレーニングルーム特殊利用料金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 回数券　１１回券 | 一　般 | １人　　７，０００円 |
| 特 別(A) | １人　　４，０００円 |
| 特 別(B) | １人　　３，０００円 |

(4)　トレーニングルーム会員利用料金

|  |  |
| --- | --- |
| 一　般 | 月　額　　　　７，０００円 |
| 特 別(A) | 月　額　　　　４，０００円 |
| 特 別(B) | 月　額　　　　３，０００円 |

(5)　スイミングスクール会員利用料金

|  |  |
| --- | --- |
| 一　般 | 月　額　　　　４，５００円 |
|  | |
| 備　考  　１　超過額は、２時間を超える１時間ごとに適用する。  　２　特別(A)とは、６５歳以上の者について適用する。  　３　特別(B)とは、小学生、中学生、心身障害者（介護者１人を含む。）について適用する。  　４　心身障害児は無料とし、その介護者１人は特別(B)料金を適用する。  　５　小学校就学前の乳幼児は無料とする。  　６　トレーニングルームは、中学生以下の者の利用はできないものとする。  　７　市民等以外の者が利用する場合の利用料金は、この表の金額の１．３倍に相当する額とする。ただし（１）個人利用料金、（２）プール特殊利用料金、（３）トレーニングルーム特殊利用料金は除く。 | | |

３　市民グラウンド

　(1)　専用利用料金

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用時間区分  利用施設 | | | 9:30 ～ 12:00 | 13:00 ～ 15:00 | 15:00 ～ 17:00 | 17:00 　～ 19:00 | 19:00 ～ 21:00 | 全　日9:30 ～ 21:00 |
| ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ | 全 面 | 週 日 | 7,500 | 6,400 | 6,400 | 6,400 | 7,300 | 35,600 |
| 土曜日 | 8,800 | 7,300 | 7,300 | 7,300 | 7,300 | 39,800 |
| 日　祝 | 8,800 | 7,300 | 7,300 | ― | ― | ― |
| 1/2面 | 週 日 | 3,750 | 3,200 | 3,200 | 3,200 | 3,650 | 17,800 |
| 土曜日 | 4,400 | 3,650 | 3,650 | 3,650 | 3,650 | 19,900 |
| 日　祝 | 4,400 | 3,650 | 3,650 | ― | ― | ― |
| 控 室 | | １ 室 | 700 | 500 | 500 | 500 | 600 | 3,000 |
| 備　考  　１　この表は、施設を専用して利用する場合について適用する。  ２　中学生以下の者、６５歳以上の者又は心身障害者の団体が利用する場合の利用料金は、この表の金額の２分の１に相当する額とする。ただし、その団体が市内に住所を有しない場合を除く。  　３　市内に住所を有しない団体が利用する場合の利用料金は、この表の金額の２倍に相当する額とする。  　４　アマチュアが利用する場合で、利用者が入場料を徴収するときの利用料金は、この表の金額の５倍に相当する額とする。ただし、市内に住所を有しない団体が利用する場合の利用料金は、この表の金額の１０倍に相当する額とする。  　５　アマチュア以外が利用する場合で利用者が入場料を徴収するとき、又は営利を目的とするときの利用料金は、この表の金額の１０倍に相当する額とする。ただし、市内に住所を有しない団体が利用する場合の利用料金は、この表の金額の２０倍に相当する額とする。  ６　延長利用の利用料金は、市民体育館と同様の基準とする。 | | | | | | | | |

４　その他施設（エントランスホール等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区 分 | 単 位 | 金 額（円） |
| 土地 | １㎡1日 | ５０ |
| 床 | １㎡1日 | １５０ |
| 備考  　１　面積の計算については、１㎡に満たない端数は、１㎡とする。  ２　中学生以下の者、６５歳以上の者又は心身障害者の団体が利用する場合の利用料金は、この表の金額の２分の１に相当する額とする。ただし、その団体が市内に住所を有しない場合を除く。  　３　市内に住所を有しない団体が利用する場合の利用料金は、この表の金額の２倍に相当する額とする。  　４　アマチュアが利用する場合で、利用者が入場料を徴収するときの利用料金は、この表の金額の５倍に相当する額とする。ただし、市内に住所を有しない団体が利用する場合の利用料金は、この表の金額の１０倍に相当する額とする。  　５　アマチュア以外が利用する場合で利用者が入場料を徴収するとき、又は営利を目的とするときの利用料金は、この表の金額の１０倍に相当する額とする。ただし、市内に住所を有しない団体が利用する場合の利用料金は、この表の金額の２０倍に相当する額とする。 | | |